

# 暮らしのお知らせ

受け付けは3月12日から

## 市営駐輪場

市では、JR成田駅や京成成田駅周辺にある有料駐輪場の令和5年度利用申請を3月12日(日)から受け付けます。3月12日の午前中は

混雑が予想されるため、最少人数で分散して来庁をお願いします。

日時と会場 表1の通り

対象車両 自転車、原動機付自転車(125cc以下。JR

成田駅東口駐輪場は50cc以下)

利用期間 4月1日～3月

31日

申請に必要な物

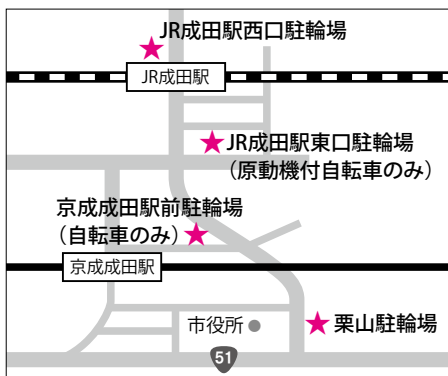
○住所が確認できる物(マイナンバーカード、運転免許証、保険証など)

○高校生以下の人は在籍を  
確認できる物(学校が発  
行する身分証明書、入学  
前の場合は合格通知書な  
ど)

○使用料(表2の通り。釣  
り銭のないように持って  
きてください)

○自転車の車体番号と色を  
控えた物

- 原動機付自転車のナンバーと車体の色を控えた物
- JR成田駅西口駐輪場のゲート内を利用している人はICカード
- 同居している家族以外の代理人が申請する場合は委任状
- 使用料の免除 以下の人は使用料が免除となりますので、証明できる物を持ってきてください
- 生活扶助を受けている人
- 残留邦人などに対する生活支援給付を受けている人
- 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・被爆者健康手帳のいずれかの交付を受けている人
- 知的障害者更生相談所で知的障がいと判定された、知能指数が



75以下の人

○配偶者のない母親または父親で18歳未満の子を扶養している人とその人に扶養されている18歳未満の子

○特定疾患などにより長期にわたり治療を必要とする人

※申請は1人1台限りです。駐輪場の併用はできません。くわしくは交通防犯課(☎20・1527)へ。

### 意見を募集します

### 環境基本計画・

### エコオフィスアクション

市では、環境基本計画の中間見直しの素案と成田市役所エコオフィスアクションの素案をそれぞれ公表し、意見を募集します。

閲覧場所 環境計画課(市役所5階)、行政資料室(市役所1階)、

下総・大栄支所、各公民館、市立図書館、保健福祉館、もりん

ぴあこつづ、三里塚コミュニティセンター、赤坂ふれあいセンター、市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/shisei/page00100.html)

意見の提出方法 3月31日(金)までに、閲覧場所にある意見提出書を直接・郵送・FAX・メールのいずれかで環境計画課(☎206・855805 花崎町760

FAX 22・4449 Eメール kankei@city.narita.chiba.jp)へ。ちば電子申請サービス(https://s-kantan.jp/city-narita-chiba-u/offer/offerlist\_initDiplay.action)からも提出できます

結果の公表 市の考えと併せて市ホームページなどで掲載

※くわしくは環境計画課(☎20・1526)へ。

### 3月下旬に送付

### 医療費通知

市では、国民健康保険に加入している人に、3月下旬に医療費通知を世帯主宛てで送付します。

これは、11・12月に国民健康保険で受診した医療費の総額と窓口負担額をお知らせするものです。

※くわしくは保険年金課(☎20・1526)へ。

表1 日時と会場

期日	時間	会場	対象
3月12日(日)	午前9時～午後3時	市役所6階 大会議室	市民
3月13日(月)から (土・日曜日、祝日を 除く)	午前8時30分～ 午後5時	市役所2階 交通防犯課	市民、 市民以外の人
3月26日(日)	午前9時～正午		

表2 使用料(年間1台当たり)

種類	市民		市民以外の人	
	一般	高校生以下	一般	高校生以下
自転車	3,140円	1,570円	6,280円	3,140円
原動機付自転車	5,230円	2,610円	1万470円	5,230円

## 利用料の一部を支給

## 認可外保育施設

市では、国の指導監督基準を満たした認可外保育施設(市外を含む。ただし、企業主導型保育事業所を除く)に通う未就学児の保護者に対し、利用料の一部を年4回に分けて補助します。

**対象** 市に住民記録があり、保育所などの入所基準を満たした未就学児(3歳になる日以降の最初の3月31日までにある子)の保護者

**対象となる利用料** 認可外保育施設に支払った1〜3月分の利用料

**申請書配布場所** 保育課(市役所2階)、市ホームページ([https://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/page0135\\_00003](https://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/page0135_00003))

# 市長日誌



市長日誌は市ホームページでも公開しています

2月1日(水)〜15日(水)

2日	庁議
3日	成田山新勝寺・宗吾霊堂節分会
5日	消防出初式
8日	議会運営委員会 定例記者会見
9日	印旛沼環境基金理事会 印旛郡市広域市町村圏事務組合議会定例会
10日	3月定例市議会開会(〜3月9日) 全員協議会
11日	野球協会定期総会
12日	青少年交流綱引き大会
15日	市議会一般質問(〜20日)



消防団員を激励(5日)

## 事業主は申請を

## 雇用促進奨励金

市では、障がい者や高齢者などを雇用した事業主に奨励金を支給しています。

**対象** 市内に事業所があり、次のいずれかに当てはまる市内在住の人を常用労働者として雇った事業主(①〜④は公共職業安定所の紹介で雇用した場合に限る)

- ① 55〜64歳の人
- ② 障がいのある人
- ③ 20歳未満の子や障がいのある子を扶養する母子家庭の母と父子家庭の父
- ④ 精神・身体の障がいにより長期にわたって労働能力を失っている配偶者を扶養する人
- ⑤ 自己の事業所(定年を60歳以上

## 使用料が変わります

## 市営第一・第二・第三 駐車場

市営第一・第二・第三駐車場の使用料を4月1日(土)から次の通り変更します。それに伴い、機器改修のため、3月30日(木)午後5時〜4月1日(土)午前9時は同駐車場を利用できません。

**使用料**  
○2時間まで…1時間ごとに100円  
○2時間を超えた場合…30分ごとに100円

※くわしくは商工課(☎20・1622)へ。

## 早めに連絡を

## し尿のくみ取り

引っ越しなどでくみ取りが必要・不要になった時や、世帯主などを変更した時は、早めに環境衛生課(☎20・1531)へ連絡してください。支払いには便利な口座振替をお勧めしています。納入通知書・預金通帳・届出印を持って、市内の金融機関または郵便局で申し込んでください。

※くわしくは環境衛生課へ。

に定めている事業所に限る)に10年以上勤務した定年退職者

奨励金の額(1人当たり) 11月額1万7,000円(重度の障がいの

ある人は2万2,000円)

**助成期間** 雇用した翌月から12カ月(重度の障がいのある人は18カ月)

**申請期限** 3月13日(月)

※くわしくは商工課(☎20・1622)へ。

## 切り替えて負担軽減を

## ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、新薬の特許期間経過後に新薬と同じ有効成分で作られた安価な薬です。

市では、ジェネリック医薬品に関する差額通知を3月下旬に送付します。この通知は、現在処方を受けている薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合、自己負担額がどのくらい安くなるかをお知らせするものです。通知の対象は20歳以上の国民健康保険加入者で、自己負担額が一定額以上軽減できると見込まれる人です。

※くわしくは保険年金課(☎20・1526)へ。

住所が変わったら手続きを

転入・転出・転居

引っ越しなどで住所が変わる時は、本人または同一世帯の人が市民課(市役所1階)、下総・大栄支

	届け出期間	必要な物
転入届	市外から移り、住み始めた日から14日以内	前住所地の市区町村が発行した転出証明書(マイナンバーカードや住基カードで転出の届け出をした人は不要)、マイナンバーカード・住基カード(いずれも持っている人)
転出届	市外へ移り、住み始める日のおおむね14日前から	子ども医療費助成受給券(持っている人)、国民健康保険被保険者証・介護保険被保険者証・後期高齢者医療保険被保険者証(いずれも加入している人)
転居届	市内で住所を移し、住み始めた日から14日以内	マイナンバーカード・住基カード・子ども医療費助成受給券(いずれも持っている人)、国民健康保険被保険者証・介護保険被保険者証・後期高齢者医療保険被保険者証(いずれも加入している人)

所、市民課赤坂分室で手続きしてください。代理人が届け出を行う場合は委任状が必要です。住所が変わる人の氏名、生年月日、住所異動日、新・旧住所、新・旧世帯主氏名を確認してください。

届け出に来た人の本人確認のため、運転免許証、パスポートなどが必要です。また、住所が変わる人のマイナンバーカード、写真付きの住民基本台帳カード(住基カード)なども持ってきてください。外国籍の人は在留カード、特別永住者証明書(旧外国人登録証明書)が必要です。

マイナンバーを利用した転出の届け出

マイナンバーカードを持っている人は、マイナンバーから転出の届け出ができます。詳細はデジタル庁ホームページ([https://www.digital.go.jp/policies/moving\\_onestop\\_service/faq-01](https://www.digital.go.jp/policies/moving_onestop_service/faq-01))を確認してください。

日曜日も受け付けています

市民課では、毎週日曜日にも各種届け出を受け付けています。受け付けできる届け出の種類は問い合わせください。

※くわしくは回線(☎20・1525)へ。

令和5年度の受け付けを開始

病児・病後児保育室

成田ナーシング保育室(押畑・成田病院内)・めだか病児保育室(中台・中島医院内)では、病気や病気回復期の子どもを保護者が家庭で看護できない場合に、一時的に保育します。

利用方法Ⅱ利用日前日の午後6時までに各施設へ連絡し、予約する。開室時間外の場合は、子どもの名前と症状、連絡先を留守番電話に入れる。予約した後、利用前に各施設の医師の診察を受ける(定員を超えた場合や診察の結果によっては、利用できないことがあります)

令和5年度の登録を受け付け開始

利用するには、年度ごとに登録が必要です。母子健康手帳を持って、各施設・子育て支援課(市役所2階)・市立保育園のいずれかで手続きしてください。

なお、郵送での手続きを希望する場合は、市ホームページ(<https://www.city.naria.chiba.jp/ksodate/page137000.html>)にある申請書を子育て支援課(〒286・8585 花崎町760)に送付してください。

6・8585 花崎町760)に送付してください。

※くわしくは、成田ナーシング保育室(☎22・3131)、めだか病児保育室(☎27・3454)、子育て支援課(☎20・1538)へ。

ルールを一元化

個人情報保護制度

個人情報保護制度は、個人情報の適正な取り扱いを定めるとともに、個人情報に関する市民の権利を保障することで、個人の権利利益を保護するものです。

成田市個人情報保護条例に基づいて行ってきた取扱いを、4月から個人情報保護法による全国的な共通ルールへ移行します。移行後も引き続き、個人情報の適正な取り扱いを行っていきます。主な内容は次の通りです。

- 保有個人情報の開示決定などの期限：開示請求があった日から30日以内
- 開示請求の手数料：閲覧または視聴は無料、写しの交付は実費相当額を請求者が負担
- 安全管理措置：個人情報保護法

集積所に出さないで

多量のゴミ処理

に基づいて適正に取り組む。なお、個人情報の保護の水準が下がるものではありません

※くわしくは総務課(☎20・1510)へ。

引っ越しなどで多量に出るゴミや資源物をゴミ集積所に出すと、周囲の迷惑になることがあります。処理施設へ直接持ち込むか、成田市一般廃棄物収集運搬業許可業者へ処理を委託してください。

また、ごみの中には雑がみ、衣類・布類など、リサイクルできる資源物が多く含まれていることがあります。正しい分別を心掛けましょう。

処理施設へ自己搬入する場合

- 可燃ごみ：成田富里いずみ清掃工場(☎36・1689)
- 資源物：リサイクルプラザ(☎36・1000)

受付日時Ⅱ月・土曜日(祝日を含む) 午前8時30分～正午、午後1時～4時30分

※くわしくはフリーダイヤル(☎20・1530)へ。